

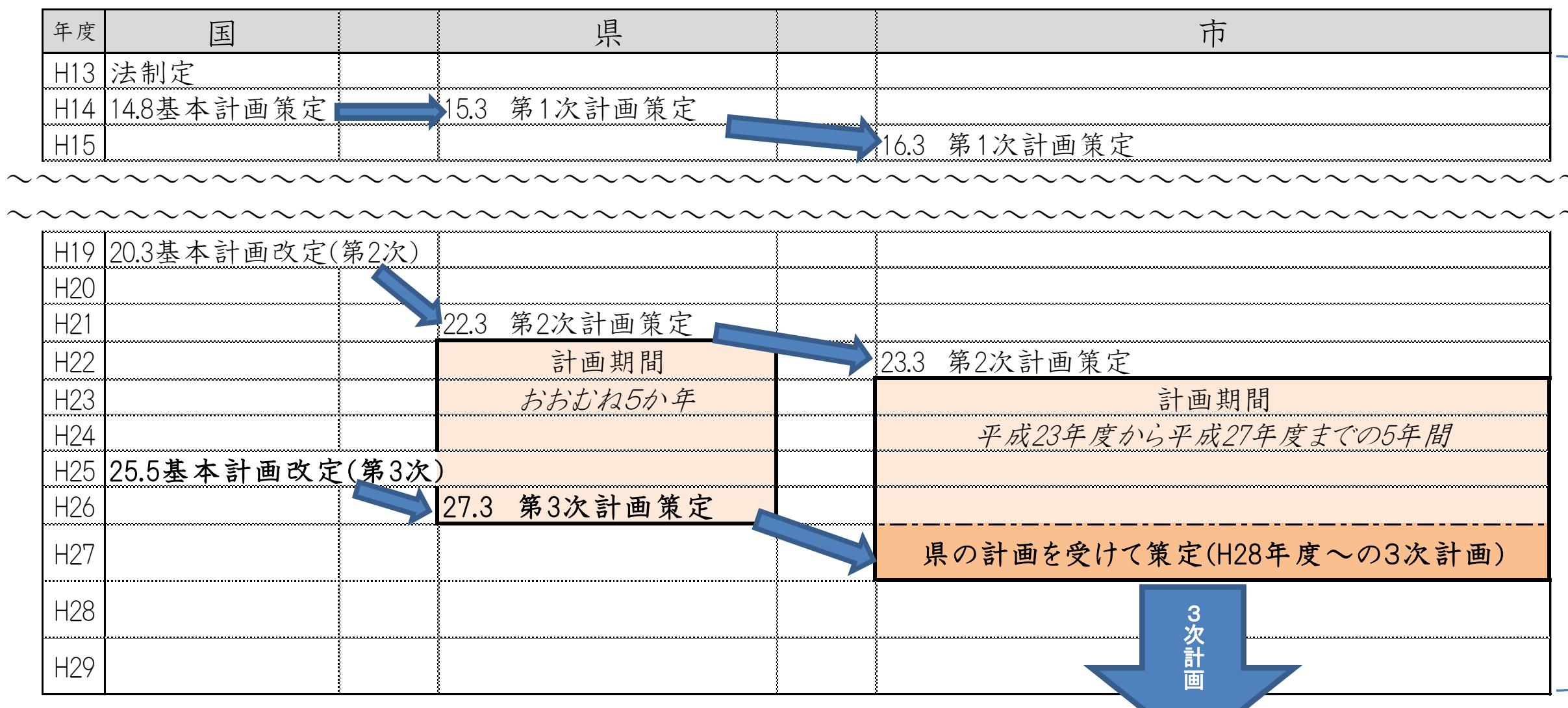
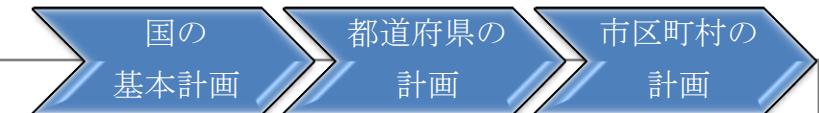
千葉市子ども読書活動推進計画策定の経緯

子どもの読書活動の推進に関する法律

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。



法を受けて、順序
どおりの策定

第3次 千葉市子ども読書活動推進計画の概要

第2次計画における取組と成果

- 家庭・地域・学校の取り組みに分類し、142の施策・事業を実施。
- 平成26年度までの状況で、計画施策・事業の約8割が予定どおり実施されている。
 - ・ブックスタート事業の実施
 - ・子どもへの本の読み聞かせに関する講座の実施
 - ・地区図書館ヤングアダルトコーナーの設置
 - ・放課後子ども教室でのおはなし会の実施
 - ・小中学校での全校一斉読書の実施
- など

《目標とする数値に対する状況[平成26年度]》

- 児童書貸出冊数
 - ・約122万冊(137万冊)
- 団体貸出用資料の貸出冊数
 - ・23,674冊(23,000冊)
- 児童生徒の一人当たり2週間の平均読書冊数
 - ・小学生：12.3冊(15.0冊)・中学生：4.7冊(8.0冊)
- 学校以外で1週間にどのくらい読書をするかに対し「読まない」と回答する児童生徒の割合
 - ・小学5年生：17.8%(10.0%)・中学2年生：15.0%(10.0%)

※()内は目標(平成27年度)の目標数値

第2次計画における課題

- 学校段階が進むにつれて読書をしなくなる傾向
- 図書館、学校、地域の団体等の円滑な連携
- 発達段階に応じた読書に対するきっかけ作り
- 社会全体の読書活動推進に関する気運の醸成

第3次計画における対応

【キーワード】幼少期からの読書習慣を文化として根付かせる

基本方針

- 1 読書に親しむ機会の充実
- 2 読書環境の整備
- 3 普及啓発活動の推進

計画期間

- おおむね5年間
(平成28年度～平成32年度)

目標とする数値[平成32年度]

- 児童書貸出冊数
 - ・158万冊(158万冊)※公民館図書室含む
- 団体貸出用資料の貸出冊数
 - ・27,500冊(23,674冊)
- 読書習慣のある児童生徒の割合※1時間以上/週
 - ・小学5年生：52.0%(45.2%)
 - ・中学2年生：52.0%(46.9%)
- 1か月間に読んだ本が0冊の児童生徒の割合
 - ・小学生：0.8%(1.1%)
 - ・中学生：5.5%(7.9%)

※()内は現状(平成26年度)の数値

計画推進のための取組

※「千葉市子ども読書活動推進会議」等により計画の推進と進捗管理を実施

【家庭における取組】<5事業>

- ・読書ノートの配布【新規】
- ・親子ふれあい本の提供【新規】
- ・ファミリー読書月間の制定【新規】
- ・紙芝居ボランティア養成講座の実施
- ・子ども読書講座の実施
- ・ブックスタート事業の実施

【地域における取組】<70事業>

- ・(仮称)瑞穂情報図書センターの整備【新規】
- ・ファミリー読書月間の制定【新規】
- ・紙芝居ボランティア養成講座の実施【新規】
- ・子どもへの読書相談やレファレンスの充実【拡充】
- ・保護者向け読書相談窓口の設置【拡充】

【学校等における取組】<24事業>

- ・調べ学習の充実
- ・全校一斉読書活動等の推進
- ・幼稚園・保育所等でのおはなし会の実施
- ・学校等でのおはなし会の実施
 - ・司書教諭等による読書活動の充実推進
 - ・各種教職員研修の充実
- ・図書資料の充実

《連携、普及啓発の推進》<41事業>

- ・ボランティア研修の実施
- ・読書施設における情報提供の充実・強化
- ・子育て応援コーナーの設置【新規】
- ・子ども向けイベントの実施【拡充】